

第10次草津市交通安全計画の概要

草津市交通安全計画については、昭和45年6月に制定された交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、市内における交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、これまで9次にわたり策定し、計画に沿って各種施策を進めてきました。本年7月に、第10次滋賀県交通安全計画が策定されたことをうけ、草津市の交通安全に関して、平成28年度から平成32年度までの5年間に重点的に取り組んでいく基本方向と講ずべき施策をまとめたものであります。

1 計画の基本的な考え方について

交通社会を構成する①人間、②車両等の交通機関、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、これらを相互に関連をさせながら、交通事故の科学的な調査・分析や、施策評価を充実させ、これらを反映した施策を策定し、市民の理解と協働のもとに実施します。

2 課題と今後の方向性について

(1) 第9次草津市交通安全計画からの課題

- 第9次草津市交通安全計画での目標である、交通事故死者数ゼロを達成することができなかった。
- 高齢者（65歳以上）の交通事故死者数が、全交通事故死者数の4割強を占めている（過去5年平均）。
- 若年層における自転車の事故が多く発生しており、県下平均よりも高い。
- 交差点・交差点付近での事故が多く、全交通事故発生件数の5割強を占めている。
- ※以上のことから、交通安全施設の整備とともに、各年齢層に応じた交通安全教育、啓発を引続き実施する必要があります。

(2) 第10次草津市交通安全計画の方向性

- 計画の趣旨 第9次草津市交通安全計画での課題も踏まえ、市域における交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めています。
- 計画の性格 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進するための計画です。
- 計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間
- 理念
 - ・市民の安全と安心を確保し、真に豊かで活力のある社会を構築していきます。
 - ・人命尊重の理念に基づき、究極的には、「交通事故のない草津市」を目指します。
- 目標設定 「交通事故のない草津市を目指して」をスローガンに、具体的な数値目標を掲げて、交通事故死者数のゼロと、交通事故負傷者数の減少を目指します。

さらに、交通事故減少に向けた取組みとして、「重点アクションプラン」を中心に、関係機関と連携を図り各施策に取り組めます。

3 第9次草津市交通安全計画との相違点について

(1) 具体的な数値目標の設定

第1章 道路交通の安全における「第2節 道路交通安全計画の目標」にて、滋賀県の数値目標を踏まえ、草津市における具体的な数値目標を以下のとおり設定しました。

- ・年間の24時間交通事故死者数を「ゼロ」にすること。
- ・年間の交通事故負傷者数を「640人以下」にすること。

※滋賀県の目標数値「年間の交通事故死傷者数：6,000人以下」をもとに滋賀県の平成27年における年間の交通事故死傷者数（7,698人）からの減少率により算出。

(2) 道路交通の安全対策を実施するうえでの留意事項を新たに追加

「第3節 道路交通の安全についての対策」にて、新たに「交通事故防止の環境改善に向けた留意事項」を追加しました。

(具体的内容)

- (1) 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- (2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

(3) 「重点アクションプラン」に新規施策を追加

「重点アクションプラン」において、新たに取組むべき施策を追加しました。

(新規施策)

1 道路交通環境の整備

- 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・ゾーン30の推進
- 歩行者空間のバリアフリー化
 - ・バリアフリー化された歩行空間ネットワーク整備の推進
- 無電柱化整備による移動の円滑化の推進
 - ・無電柱化の整備の推進
- 効果的な交通規制の推進
 - ・道路交通環境に則した交通規制の実施と見直し
- 自転車利用環境の総合的整備
 - ・自転車利用環境の改善（放置自転車対策、盗難防止の啓発）
- 交通需要マネジメントの推進
 - ・公共交通の利便性向上の推進
- 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
 - ・不法占用調査および指導

5 道路交通秩序の維持

- 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - ・科学的捜査の推進

7 被害者支援の充実と推進

- 交通事故被害者支援の充実強化
 - ・自転車損害賠償保険等の加入啓発

4 第10次草津市交通安全計画の策定までの流れ

交通安全対策基本法（昭和45年制定）

